

青少年のための弦楽入門講座開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、青少年のための弦楽入門講座開催支援事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、青少年の弦楽活動の裾野の拡大に取り組む実行委員会(以下「実行委員会」という。)の活動を支援することにより、弦楽活動に取り組む青少年の増加及び鑑賞者の育成を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)と別表の第4欄に掲げる額を比較し、いずれか低い額とする。
 - 3 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、県内事業者(同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。)への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、毎年5月31日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1項及び第2項に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して20日を経過する日までの間に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月19日から施行し、平成19年度の事業から適用する。
- 2 青少年弦楽育成支援事業実行委員会補助金交付要綱(平成18年3月24日付第200600000289号鳥取県文化観光局長通知。以下「要綱」という。)は、平成19年3月31日をもって廃止する。ただし、平成18年度中に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、平成25年3月28日から施行し、平成25年度事業から適用する。ただし、平成24年度中に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度の事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月5日から施行し、平成31年度の事業から適用する。

附 則

- この要綱は、令和5年3月30日から施行し、令和5年度の事業から適用する。

別表(第3条関係)

1 補 助 事 業	2 事 業 実 施 主 体	3 補 助 対 象 経 費
<p>青少年の弦楽活動の裾野の拡大を目的として、弦楽活動の初心者及び未経験者を対象に自ら企画運営して行う事業</p> <p>なお、対象者は高校生以下の活動歴3年未満の者とする。ただし、事前に交付決定権者の承認を得た場合は、大学生についても事業に参加することができることとする。</p>	<p>実行委員会</p> <p>補助事業を行うために新たに設立された実行委員会とし、次の要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1)目的、組織、事業内容等を明記した会則を有すること。</p> <p>(2)団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること。</p> <p>(3)自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。</p>	<p>次に掲げる経費</p> <p>補助事業に要する経費(謝礼、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料等)の総額。ただし、社会通念上認められる範囲内とし食糧費については、講師に係るもので事業の実施に必要不可欠なものに限る。</p>

4 限 度 額
1事業あたり800千円

様式第1号

年度青少年のための弦楽入門講座開催支援事業補助金事業計画(報告)書

1 事業の名称

2 事業の趣旨、目的

3 事業の実施場所及び実施時期

4 事業の内容

5 活動人口の増加や鑑賞者の育成等のための工夫

6 成果(実績報告の場合に記載)

※各回ごとの参加者の属性(年齢、所属団体、活動年数、参加パート等)がわかる資料を添付のこと

7 他の補助金の活用の有無〔有・無〕

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

8 その他

様式第2号

年度青少年のための弦楽入門講座開催支援事業補助金事業収支予算(決算)書

1 収入

区 分	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	増 減 額 (B-A)	内 訳
合 計				

2 支出

区 分	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	増 減 額 (B-A)	内 訳
合 計				

様

鳥取県知事

年度青少年のための弦楽入門講座開催支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号(以下「申請書」という。)で、申請のあった青少年のための弦楽入門講座開催支援事業実行委員会補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象事業の実績額について、青少年のための弦楽入門講座開催支援事業補助金交付要綱(平成19年3月19日付第200700000077号鳥取県文化観光局長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の厳守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。